

贈与の基礎講座 その⑤

～名義預金を元に戻すには～

名義預金とは

亡くなった人の名義ではない親族名義の預金なのに、亡くなった人の財産とみなされる預金をいいます。

名義預金と認定されると

①その預金は亡くなった方の名義でなくとも亡くなった方の相続財産とみなされ相続税の対象となります。



相続税が増える

②名義預金は遺産分割の対象となります。



孫名義の名義預金だと遺産分割が面倒くさい

名義預金とは

※名義預金の判定基準は次の3つです。

その①

そのお金の資金源は誰か

その②

贈与が成立したお金か（あげます・もらいますの立証）

その③

お金の管理は誰がしているか

3つの判定基準を総合的に判断し、名義預金かどうかが決まります。

名義預金がある場合どうしたらいいか

名義預金を既にお持ちの方がとる選択

その①

名義預金と理解して、将来の相続財産に含める
(これ以上金額を増やさないよう気をつける)

その②

正しい贈与の方法で今後贈与を始める
(正しく贈与を始めたときから贈与が成立)

正しい贈与の方法で今後贈与を始める場合

孫に対する名義預金がある場合、このタイミングがおススメ！

- ①学費（大学入学や授業料）として都度預金を渡す
- ②結婚式費用として結婚時に預金を渡す
- ③自宅を購入するときに預金を渡す

①学費を都度渡す、②結婚資金を渡す（世間相場並み）については贈与税がかからず贈与が可能です。

③は住宅資金の贈与の特例を適用できれば贈与税がかからず贈与が可能です。



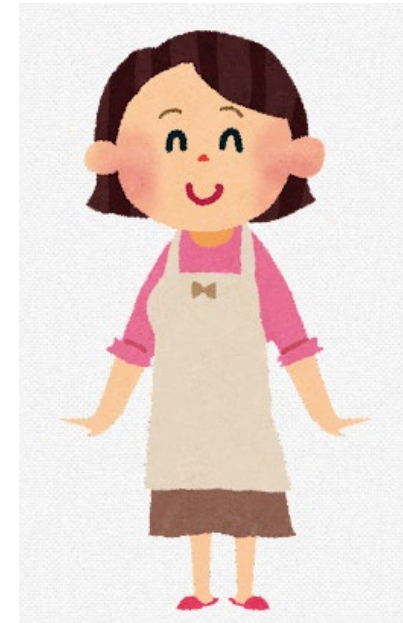
正しい贈与の方法で今後贈与を始める場合

妻が持っているヘソクリについて

①正直に話をして毎年110万円の贈与を行いヘソクリを妻名義にする。

②旦那に返す

③家族のために使う



生活費をヘソクリ = 生活費を預かっているだけなので
家族のために使うorここから110万円の贈与を行うか対策を
しましょう。

END